

社会福祉法人河内厚生会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河内厚生会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う者に対して報酬を支給する。

2 役員等とは、理事長・理事・監事・評議員とする。

(支給額)

第3条 支給額は、別表第1に掲げる額とする。

(支給日)

第4条 役員等報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則 この規程は、平成25年6月1日より施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名	報 酬 月 額
理 事 長	827,000円 (手当・賞与等は支給しない。)